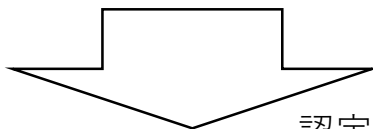


本法成立の背景

- ・ 獣医療の内容の高度化、多様化→診療現場でのチーム獣医療に果たす役割への期待
- ・ 犬・猫の飼養頭数は、15歳未満人口を上回る約1900万頭→飼い主による健康管理やしつけの重要性
- ・ 動物を介在した福祉、教育等の諸活動への期待

愛玩動物に関する

- ・ 獣医療の普及・向上
- ・ 適正な飼養



認定動物看護師（民間の統一資格）：約2万5千人
（2020年8月1日現在）

主な内容

愛玩動物*の看護等の業務に従事する者の資質向上・業務の適正を図るため、愛玩動物看護師の資格を定める
* 愛玩動物：獣医師法第17条に規定する飼育動物のうち、犬、猫その他政令で定める動物

愛玩動物看護師の業務

- ・ 獣医師の指示の下に行われる愛玩動物の診療の補助
（獣医師法第17条の規定にかかわらず実施可能）
- ・ 愛玩動物の世話その他の看護
- ・ 愛玩動物の愛護・適正な飼養に係る助言その他の支援

- ・ 愛玩動物看護師又はこれに紛らわしい名称の使用制限

愛玩動物看護師の免許

- ・ 愛玩動物看護師国家試験に合格
- ・ 主務大臣の免許
- ・ 主務大臣は、登録機関及び試験機関を指定できる
- ・ 知識の修得等の受験資格を規定

主務大臣：農林水産大臣及び環境大臣

愛玩動物看護師の業務範囲の考え方（イメージ）

獣医療

診療

- 手術、X線検査、診察等に基づく診断など

獣医師のみ
実施可能

診療の補助

- **獣医師の指示の下に行く**採血、投薬（経口など）、マイクロチップ挿入、カテーテルによる採尿など

愛玩動物看護師のみ
実施可能
(獣医師も引き続き実施可能)

その他の看護

- 入院動物の世話、診断を伴わない検査など

動物の愛護及び適正な飼養に関する業務

- 動物の日常の手入れに関する指導・助言（グルーミング、爪切り、歯磨き等）
- 人と動物の共生に必要な基本的なしつけ（適切な社会化を促す為の教室の開催）
- 動物介在教育（AAE）への支援（小学校等を訪問し学習活動をサポート）
- 動物介在活動（AAA）への支援（高齢者施設等でのセラピー活動）
- 動物飼養困難者（高齢者等）への飼育支援（家庭訪問、電話等で飼育に関する助言）
- 災害発生時の被災動物適正飼養の為の支援（地方自治体との連携協力）
- 動物のライフステージに合わせた栄養管理（ペットショップ等での食事相談）

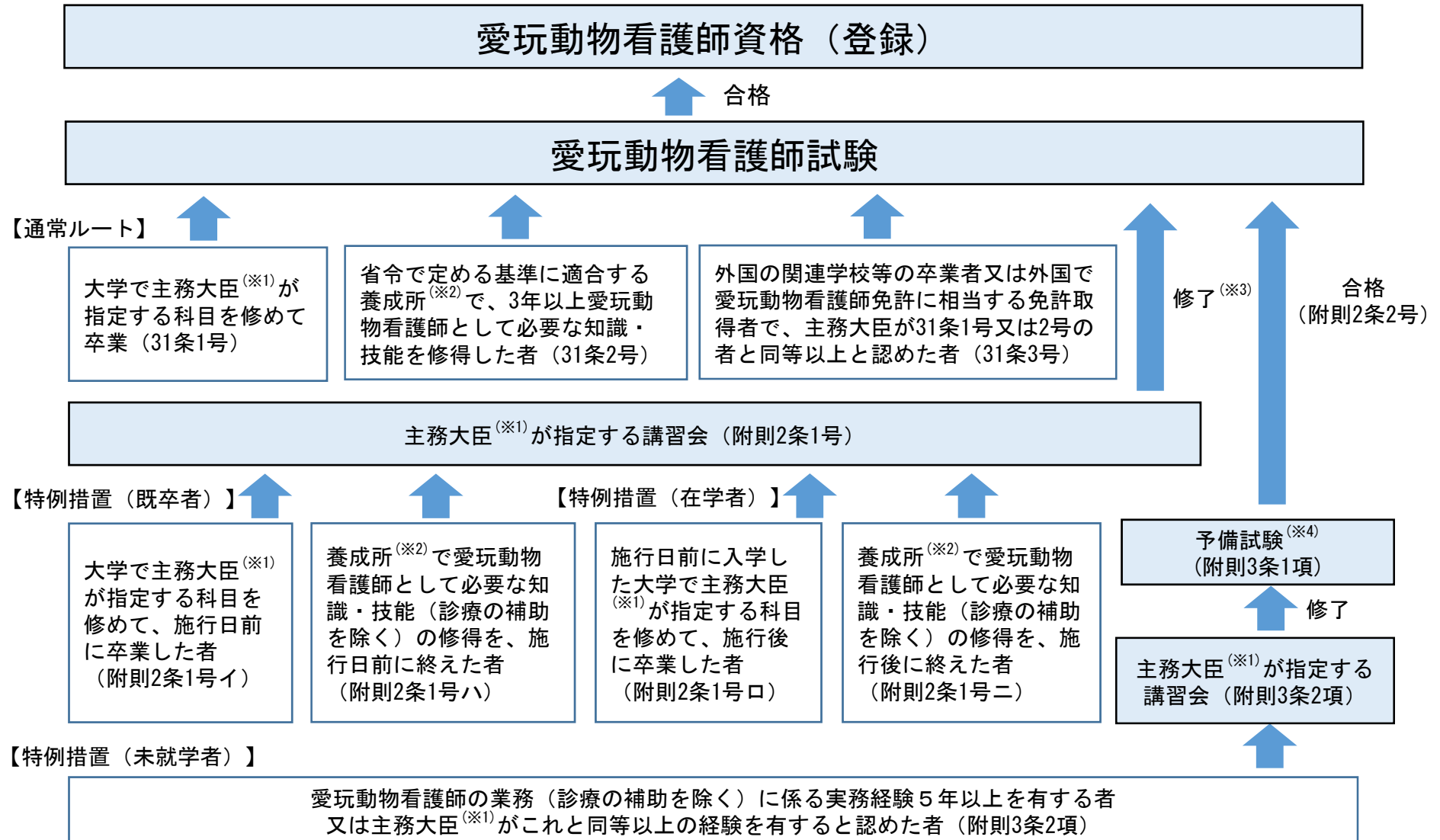
など

愛玩動物看護師以外も
実施可能

その他一般業務

- 診察受付・院内の衛生管理・備品の在庫管理など

愛玩動物看護師の受験資格について



※1 農林水産大臣及び環境大臣

※2 都道府県知事が指定

※3 施行日から5年を経過する日までに修了

※4 施行日から5年を経過する日まで、毎年1回以上実施

